

# 総務常任委員会関係

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p>(有毒ガス発生を伴う作業に従事する職員等の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 有毒ガス発生を伴う作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、消費生活センター、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部農業技術環境課、東北農林専門職大学、農林大学校、農業総合研究センター、<u>水産研究所、内水面水産研究所</u>、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する職員等が、有毒ガス発生を伴う作業に従事したとき（その従事した時間が1日につき2時間を超える場合に限る。）に支給する。</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>(潜水作業に従事する職員の特特殊勤務手当)</p> <p>第11条 潜水作業に従事する職員の特特殊勤務手当は、<u>水産研究所</u>に勤務する職員及び警察官が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 一略一</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当)</p> <p>第13条 一略一</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、当該作業に従事した日1日につき<u>1,080円</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 次の区分による額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手当額 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">巡回監視</td> <td style="text-align: center;"><u>710円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応急作業等</td> <td style="text-align: center;"><u>1,080円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき<u>1,080円</u></p> <p>(3) 前項第3号の作業 作業に従事した日1日につき<u>710円</u></p> <p>(4) 前項第4号の作業 作業に従事した日1日につき<u>1,080円</u>の範囲内で作業に応じて人事委員会規則で定める額</p> <p>3 一略一</p> <p>(警察職員の特特殊勤務手当)</p> <p>第14条 一略一</p>	区分	手当額 (1日につき)	巡回監視	<u>710円</u>	応急作業等	<u>1,080円</u>	<p>(有毒ガス発生を伴う作業に従事する職員等の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 有毒ガス発生を伴う作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、消費生活センター、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部農業技術環境課、東北農林専門職大学、農林大学校、農業総合研究センター、<u>水産技術振興センター</u>、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する職員等が、有毒ガス発生を伴う作業に従事したとき（その従事した時間が1日につき2時間を超える場合に限る。）に支給する。</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>(潜水作業に従事する職員の特特殊勤務手当)</p> <p>第11条 潜水作業に従事する職員の特特殊勤務手当は、<u>水産技術振興センター</u>に勤務する職員及び警察官が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 一略一</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当)</p> <p>第13条 一略一</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、当該作業に従事した日1日につき<u>1,440円</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 次の区分による額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手当額 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">巡回監視</td> <td style="text-align: center;"><u>950円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応急作業等</td> <td style="text-align: center;"><u>1,440円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき<u>1,440円</u></p> <p>(3) 前項第3号の作業 作業に従事した日1日につき<u>950円</u></p> <p>(4) 前項第4号の作業 作業に従事した日1日につき<u>1,440円</u>の範囲内で作業に応じて人事委員会規則で定める額</p> <p>3 一略一</p> <p>(警察職員の特特殊勤務手当)</p> <p>第14条 一略一</p>	区分	手当額 (1日につき)	巡回監視	<u>950円</u>	応急作業等	<u>1,440円</u>
区分	手当額 (1日につき)												
巡回監視	<u>710円</u>												
応急作業等	<u>1,080円</u>												
区分	手当額 (1日につき)												
巡回監視	<u>950円</u>												
応急作業等	<u>1,440円</u>												

2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

手当の種類	支給対象作業等	手当額
(1)～(13)	—略—	
(14) 災害応急作業等手当	イ 警察職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業その他これらの作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日にロからニまでに掲げる作業に従事した場合を除く。）	作業に従事した日1日につき <u>840円</u>  (夜間における作業に従事した場合には <u>1,260円</u> )
	ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合（同一の日にハ及びニに掲げる作業に従事した場合を除く。）	同 <u>1,080円</u>  (夜間における作業に従事した場合には <u>1,620円</u> )
	ハ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会	同 <u>1,680円</u>

2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

手当の種類	支給対象作業等	手当額
(1)～(13)	—略—	
(14) 災害応急作業等手当	イ 警察職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業その他これらの作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日にロからニまでに掲げる作業に従事した場合を除く。）	作業に従事した日1日につき <u>1,120円</u>  (夜間における作業に従事した場合には <u>1,680円</u> )
	ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合（同一の日にハ及びニに掲げる作業に従事した場合を除く。）	同 <u>1,440円</u>  (夜間における作業に従事した場合には <u>2,160円</u> )
	ハ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会	同 <u>2,240円</u>

	規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合 (同一の日に二に掲げる作業に従事した場合を除く。)		
	ニ 警察職員がロに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合	同	<u>2,160</u> 円
(15)～(17) 一略一			

(特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当)

第15条 一略一

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 一略一

(4) 前項第4号の業務 2,700円

	規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合 (同一の日に二に掲げる作業に従事した場合を除く。)		
	ニ 警察職員がロに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合	同	<u>2,880</u> 円
(15)～(17) 一略一			

(特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当)

第15条 一略一

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 一略一

(4) 前項第4号の業務 3,900円

## 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ～ハ ー略ー</p> <p>(2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ及びロ ー略ー</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ～ハ ー略ー</p> <p>(2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ及びロ ー略ー</p>

山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例  
(案) 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。	<u>（施行期日）</u>
2 この条例は、 <u>令和13年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（この条例の失効）</u>
	2 この条例は、 <u>令和14年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 <u>（処分の特例）</u>
	3 <u>令和8年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。</u>

## 山形県県税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税地)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 地方消費税 譲渡割にあつては、国内(法の施行地をいう。以下この号、次項及び第67条の3の3において同じ。)に住所を有する個人事業者(事業を行う個人をいう。以下この条及び第67条の3第1項において同じ。)の住所地、国内に住所を有せず居所を有する個人事業者の居所地、国内に住所及び居所を有しない個人事業者で国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条において「事務所等」という。)を有する個人事業者の事務所等の所在地(その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地)並びに国内に住所、居所及び事務所等を有しない個人事業者の規則で定める場所並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人(第67条の3第2項又は第67条の3の2第3項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)の本店又は主たる事務所の所在地、国内に本店又は主たる事務所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)以外の法人で国内に事務所等を有する法人の事務所等の所在地(その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地)及び内国法人以外の法人で国内に事務所等を有しない法人の規則で定める場所。ただし、第67条の3第4項前段の規定により譲渡割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、同項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税務署長の所属する税務署の所在地</p> <p>(4)～(11) 一略一</p> <p>3及び4 一略一</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の3 一略一</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した前項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応</p>	<p>(課税地)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 地方消費税 譲渡割にあつては、国内(法の施行地をいう。以下この号及び次項において同じ。)に住所を有する個人事業者(事業を行う個人をいう。以下この条及び第67条の3第1項において同じ。)の住所地、国内に住所を有せず居所を有する個人事業者の居所地、国内に住所及び居所を有しない個人事業者で国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条において「事務所等」という。)を有する個人事業者の事務所等の所在地(その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地)並びに国内に住所、居所及び事務所等を有しない個人事業者の規則で定める場所並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人(第67条の3第2項又は第67条の3の2第3項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)の本店又は主たる事務所の所在地、国内に本店又は主たる事務所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)以外の法人で国内に事務所等を有する法人の事務所等の所在地(その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地)及び内国法人以外の法人で国内に事務所等を有しない法人の規則で定める場所。ただし、第67条の3第4項前段の規定により譲渡割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、同項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税務署長の所属する税務署の所在地</p> <p>(4)～(11) 一略一</p> <p>3及び4 一略一</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の3 一略一</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した前項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応</p>

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(3) 一略一

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第38条の4 法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）のうち法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の3第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に前項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第67条の3の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う法第72条の80の3に規定する電気通信利用役務の提供（以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(3) 一略一

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第38条の4 法第45条の3の3第1項各号に掲げる者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第2条の3の5第1項に規定するところにより、法第45条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（第一種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第67条の3の3 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第一種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第一種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

(第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)

第67条の3の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第70条の2 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるもの)について1,200万円を価格から控除する。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第70条の2 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る。)(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(第2号において「市街化調整区域」という。))のうち第2号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第77条第1項において「特定区域内住宅」という。))の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるもの)について1,200万円を価格から控除する。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅

を除く。)

イ 建築基準法第39条第1項の災害危険区域  
で施行規則第7条の6第1項に規定するもの

ロ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)  
第3条第1項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で施行規則第7条の6第3項に規定するもの

2 一略一

3 個人の自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅(既存住宅(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18第1項で定めるものをいう。第77条第3項において同じ。))のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に規定する基準(第80条の2第1項において「耐震基準」という。)に適合するものとして施行令第37条の18第3項に規定するものをいう。第77条第2項及び第3項において同じ。)を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額

2 一略一

3 個人の自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅(既存住宅(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の19第1項で定めるものをいう。第77条第3項において同じ。))のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の19第2項に規定する基準(第80条の2第1項において「耐震基準」という。)に適合するものとして施行令第37条の19第3項に規定するものをいう。第77条第2項及び第3項において同じ。)を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額

を価格から控除する。

4～10 一略一

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第77条 土地の取得が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) 一略一

2～7 一略一

第82条の2 知事は、次の各号の一に該当する不動産の取得その他公益上の事由により特に必要があると認める不動産の取得については、その取得者に対して課する不動産取得税を減免することができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)

第3条の規定により指定を受けた地すべり防止区域及びこれに準ずるものと知事が認めた区域内に家屋を所有する者が、地すべり等による災害を避けるため、当該区域外に当該家屋に代わるものと知事が認める家屋を取得した場合における当該家屋の取得

(4)～(7) 一略一

2及び3 一略一

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、

を価格から控除する。

4～10 一略一

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第77条 土地の取得が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(特定区域内住宅を除くものとし、施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) 一略一

2～7 一略一

第82条の2 知事は、次の各号の一に該当する不動産の取得その他公益上の事由により特に必要があると認める不動産の取得については、その取得者に対して課する不動産取得税を減免することができる。

(1)及び(2) 一略一

(3) 地すべり等防止法第3条の規定により指

定を受けた地すべり防止区域及びこれに準ずるものと知事が認めた区域内に家屋を所有する者が、地すべり等による災害を避けるため、当該区域外に当該家屋に代わるものと知事が認める家屋を取得した場合における当該家屋の取得

(4)～(7) 一略一

2及び3 一略一

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、附則第12条の7の3第1項、附則第12条の7の

附則第12条の9、附則第22条及び附則第29条において「前年」という。)の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下この条において「同一生計配偶者」という。)及び同項第9号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において「扶養親族」という。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第40条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

## 2及び3 一略一

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び附則第22条において「居住年」という。)が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年度分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)の100分の2に

5から附則第12条の9まで、附則第22条及び附則第29条において「前年」という。)の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下この条において「同一生計配偶者」という。)及び同項第9号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において「扶養親族」という。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第40条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

## 2及び3 一略一

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び附則第22条において「居住年」という。)が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年度分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)の100分の2に

相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 一略一

2 一略一

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 第34条の3の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第8条の2第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項、附則第12条の3第1項又は附則第12条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最

相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第18項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額

(2) 一略一

2 一略一

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 第34条の3の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第8条の2第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項、附則第12条の3第1項、附則第12条の7の5第1項又は附則第12条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当

も低い割合) を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

(1)～(4) 一略一

(5) 前年中の所得について附則第8条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条の2第1項、附則第12条の3第1項又は附則第12条の8第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第5条の6 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第34条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

該各号に定める割合のうち最も低い割合) を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) 一略一

(5) 前年中の所得について附則第8条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条の2第1項、附則第12条の3第1項、附則第12条の7の5第1項又は附則第12条の8第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第5条の6 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第38条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第38条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第32条から第35条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第38条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第38条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第32条から第35条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 一略一

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第35条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 一略一

第7条の3 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(1) 一略一

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第35条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 一略一

第7条の3 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第8条の2の2 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項、附則第12条の7及び附則第12条の7の2第1項において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第12条の7及び附則第12条の7の2第1項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年（附則第12条の7第3項及び附則第12条の7の2第1項において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第12条の7及び附則第12条の7の2第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が

生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第9条第2項第1号、第29条第1項第6号及び第48条の15第1項の規定の適用については、第9条第2項第1号中「受けるべき日現在」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日現在」と、第29条第1項第6号及び第48条の15第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第8条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第12条の7の2及び附則第12条の7の3第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第12条の7の2第3項及び附則第12条の7の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 一略一

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第10条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第8条の2の3 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第12条の7の3及び附則第12条の7の4第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第12条の7の3第3項及び附則第12条の7の4第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 一略一

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第10条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附

則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 一略一

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項で定める日(同条第3項に規定する事業につき、同項に規定する事情があるときは、同項に定める日)までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 一略一

則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 一略一

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項で定める日(同条第3項に規定する事業につき、同項に規定する事情があるときは、同項に定める日)までの期間。第5項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 一略一

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第

15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

- 4 第2項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第31条の2第2項第13号及び第14号の造成又は同項第15号若しくは第16号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、当該第2項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなった当該譲渡についてその該当することとなったことを証する施行規則附則第13条の3第8項で定める書類を交付しなければならない。
- 5 第2項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、施行規則附則第13条の3第9項で定めるところにより、当該書類を市町村長に提出しなければならない。
- 6 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第2項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第17条の2第4項に規定する場合において、当該予定期間の初日から同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定
- 5 第2項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第31条の2第2項第13号及び第14号の造成又は同項第15号若しくは第16号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、当該第2項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなった当該譲渡についてその該当することとなったことを証する施行規則附則第13条の3第8項で定める書類を交付しなければならない。
- 6 第2項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、施行規則附則第13条の3第9項で定めるところにより、当該書類を市町村長に提出しなければならない。
- 7 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第2項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第17条の2第4項に規定する場合において、当該予定期間の初日から同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定

であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第11項に規定するところにより証明がされたときは、第2項、第4項、次項及び第8項の規定の適用については、第2項に規定する予定期間は、当該初日から施行令附則第17条の2第4項に規定する日までの期間とする。

7 第2項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該予定期間を経過した日から4月以内に、施行規則附則第13条の3第10項で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

8 前項に定める場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の3 一略一

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等(次条、附則第12条の7及び附則第12条の7の2において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 一略一

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第12条の4 一略一

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以

であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第11項に規定するところにより証明がされたときは、第2項、第5項、次項及び第9項の規定の適用については、第2項に規定する予定期間は、当該初日から施行令附則第17条の2第4項に規定する日までの期間とする。

8 第2項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該予定期間を経過した日から4月以内に、施行規則附則第13条の3第10項で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

9 前項に定める場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の3 一略一

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等(次条、附則第12条の7及び附則第12条の7の3において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 一略一

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第12条の4 一略一

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以

下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条から附則第12条の6までにおいて同じ。)をした場合には、施行令附則第18条の3第2項で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(附則第12条の7及び附則第12条の7の2において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 3 一略一

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第12条の7 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第4号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げ

下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条から附則第12条の6までにおいて同じ。)をした場合には、施行令附則第18条の3第2項で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(附則第12条の7及び附則第12条の7の3において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 3 一略一

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第12条の7 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第4号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げ

る事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第12条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

る事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第12条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に

関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の2第3項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13第31項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつ

た時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の7の2 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があつたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第48条の19に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第9条第2項第1号、第29条第1項第7号、第48条の22第1項及び第2項並びに第48条の23の規定の適用については、第9条第2項第1号中「第29

条第1項第7号の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この号及び第48条の22第1項において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第29条第1項第7号並びに第48条の22第1項及び第2項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第29条第1項第7号中「法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この節において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、第48条の22第1項中「租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、第48条の23中「年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項で定める場合にあつては、同項で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第12条の7の2 一略一

2 一略一

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第12条の7の3 一略一

2 一略一

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則

第18条の6の2第1項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 一略一

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)～(5) 一略一

4 一略一

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条の7の3 一略一

2 一略一

第18条の6の2第1項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 一略一

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)～(5) 一略一

4 一略一

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条の7の4 一略一

2 一略一

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条の7の5 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号

資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されるところによる。

(3) 第33条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 第34条の2から第35条の2までの規定の適用については、第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(5) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号

資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第12条の7の6 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第

1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第38条の2の規定の適用については、同条第2項中「確定申告書を」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第38条の3第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）を」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第12条の9 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第12条の9 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出

税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の7の2第1項で定めるところにより、当該納税義務者の前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2及び3 一略一

(県民税の法人税割の税率の特例)

第13条 昭和52年2月1日から令和9年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第42条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに済んだとき」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一		
第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用

した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の7の2第1項で定めるところにより、当該納税義務者の前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2及び3 一略一

(県民税の法人税割の税率の特例)

第13条 昭和52年2月1日から令和14年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第42条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅(第70条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。)の新築を令和13年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに済んだとき」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一		
第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第18項まで又は第41	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用

	第10項から第21項まで又は第41条の2	される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
—略—		

2 —略—

	条の2	される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
—略—		

2 —略—

## 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年（法人にあつては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年（法人にあつては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備（特定業務児童福祉施</p>

再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(2) 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(2) 公示日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

## 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第 2			別表第 2		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～6 ー略ー			1～6 ー略ー		
7 知 事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（ <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等</u> をいう。第11項において同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの  高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	7 知 事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（ <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高等学校等に在学する生徒等の就学に要する経費を負担すべき者</u> をいう。第11項において同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの  高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8～11 ー略ー			8～11 ー略ー		

## 山形県防災基本条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（以下「異常な自然現象等」という。）により生ずる被害をいう。	(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、 <u>津波、地盤の液状化</u> 、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（以下「異常な自然現象等」という。）により生ずる被害をいう。
(2)～(4) 一略一	(2)～(4) 一略一
(5) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。	(5) 要配慮者 法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
(6) 一略一	(6) 一略一
(県の責務)	(県の責務)
第9条 県は、基本理念にのっとり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定により定めた <u>事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画</u> 、法第40条第1項の規定により作成された山形県地域防災計画等に即して、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携して、防災に関する施策を総合的に推進するものとする。	第9条 県は、基本理念にのっとり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定により定めた <u>事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画</u> 、法第40条第1項の規定により作成された山形県地域防災計画等に即して、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携して、防災に関する施策を総合的に推進するものとする。
2 一略一	2 一略一

## 山形県県税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

## 第1条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>一略一</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税（第29条—<u>第48条の25</u>）</p> <p>一略一</p> <p>一略一</p> <p>（総合支庁の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第6条 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の2の規定によつて、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、自動車税の種別割に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの、同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するもの及び第139条の5の規定により地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第9条の16</u>に規定する方法によつて徴収するものを除く。）にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁（納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁）の長に、その他の県税（法第23条第1項第14号に規定する利子等（以下この章及び次章第1節において「利子等」という。）、同項第15号に規定する特定配当等（以下この章及び次章第1節において「特定配当等」という。）及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この章及び次章第1節において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る県民税、地方消費税並びに県たばこ税を除く。）に係るものにあつては当該県税の課税地を所管する総合支庁（自動車税の環境性能割に係るもの及び自動車税の種別割に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの、同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するもの及び第139条の5の規定により施行規則<u>第9条の16</u>に規定する方法によつて徴収するものに限る。）であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁）の長に委任する。</p>	<p>目次</p> <p>一略一</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税（第29条—<u>第48条の24</u>）</p> <p>一略一</p> <p>一略一</p> <p>（総合支庁の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第6条 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の2の規定によつて、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、自動車税に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの、同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するもの及び第139条の5の規定により地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第9条</u>に規定する方法によつて徴収するものを除く。）にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁（納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁）の長に、その他の県税（法第23条第1項第14号に規定する利子等（以下この章及び次章第1節において「利子等」という。）、同項第15号に規定する特定配当等（以下この章及び次章第1節において「特定配当等」という。）及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この章及び次章第1節において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る県民税、地方消費税並びに県たばこ税を除く。）に係るものにあつては当該県税の課税地を所管する総合支庁（自動車税に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの、同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するもの及び第139条の5の規定により施行規則<u>第9条</u>に規定する方法によつて徴収するものに限る。）であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁）の長に委任する。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。</p>

ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。

(1)～(4) 一略一

2 及び 3 一略一

(寄附金税額控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

イ 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

ロ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した前項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税

(1)～(4) 一略一

2 及び 3 一略一

(寄附金税額控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

イ 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

ロ 知事の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した前項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税

<p>義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第34条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>	<p>義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第34条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額(次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>
<p>—略—</p> <p>(2)及び(3) —略—</p> <p>(利子割の市町村に対する交付)</p>	<p>—略—</p> <p>(2)及び(3)</p>
<p>第48条の11 県に納入された利子割額に相当する額に施行令第9条の14に規定する率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令第9条の15で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額に按(あん)分して交付する。</p> <p>(配当割の市町村に対する交付)</p>	<p>第48条の11 削除</p>
<p>第48条の18 県に納入された配当割額に相当する額に施行令第9条の18で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令第9条の19で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付する。</p> <p>(株式等譲渡所得割の市町村に対する交付)</p>	<p>第48条の18 削除</p>
<p>第48条の25 県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令第9条の22で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令第9条の23で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付する。</p> <p>(法人の事業税の市町村に対する交付)</p>	
<p>第67条の2 施行令第35条の4の7で定めるところ</p>	<p>第67条の2 削除</p>

るにより、県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令第35条の4の5で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計（施行規則第7条の2第1項に規定するものに限る。）の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付する。

（地方消費税の市町村に対する交付）

第67条の12 法第72条の114第1項に規定する合算額の22分の10に相当する額から法第72条の113第1項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第72条の114第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、法第72条の114第1項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、規則で定めるところにより、県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計（施行規則第7条の2の15第1項に規定するものに限る。）の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分して交付する。

2 法第72条の114第1項に規定する合算額の22分の12に相当する額に、同条第2項（法第1条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、法第72条の114第2項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、規則で定めるところにより、県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付する。

（不動産取得税の免税点）

第71条の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分を用いる。以下本条において同じ。）につき23万円、その他のものに

（不動産取得税の免税点）

第71条の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分を用いる。以下この条において同じ。）につき66万円、その他のものに

あつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 一略一

(自動車税の納税義務者等)

第132条 自動車税は、自動車(法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第132条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適

にあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 一略一

(自動車税の納税義務者等)

第132条 自動車税は、自動車(法第145条に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者に課する。

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第132条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで県内において運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(種別割の課税免除)

第133条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第7号までの自動車にあつては知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(7) 一略一

2 社会事業又は公益事業を行う法人(社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団を含む。)の所有する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、知事の承認を受けたものに限り、種別割を課さない。

(1)～(6) 一略一

3 前2項(第1項第1号から第3号までを除く。以下この項において同じ。)の規定により種別割の課税免除を受けようとする自動車の納税義務者は、当該自動車が前2項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して7日を経過する日までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 一略一

4 一略一

5 第1項及び第2項の規定によつて種別割の課税免除の承認を受けた自動車の納税義務者は、当該自動車が課税免除の理由に該当しなくなつた場合には、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 一略一

6 一略一

7 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により種別割の課税免除の承認を受けた自動車の納税義務者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該自動車に係る課税免除の承認を取り消すものとする。

8 知事は、前2項の規定によつて種別割の課税

(自動車税の課税免除)

第133条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第7号までの自動車にあつては知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(7) 一略一

2 社会事業又は公益事業を行う法人(社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団を含む。)の所有する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、知事の承認を受けたものに限り、自動車税を課さない。

(1)～(6) 一略一

3 前2項(第1項第1号から第3号までを除く。以下この項において同じ。)の規定により自動車税の課税免除を受けようとする自動車の納税義務者は、当該自動車が前2項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して7日を経過する日までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 一略一

4 一略一

5 第1項及び第2項の規定によつて自動車税の課税免除の承認を受けた自動車の納税義務者は、当該自動車が課税免除の理由に該当しなくなつた場合には、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 一略一

6 一略一

7 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により自動車税の課税免除の承認を受けた自動車の納税義務者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該自動車に係る課税免除の承認を取り消すものとする。

8 知事は、前2項の規定によつて自動車税の課

免除の承認を取り消したときは、その旨を当該納税義務者に通知するものとする。

(種別割の納税管理人)

第134条 種別割の納税義務者は、法第153条第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、その必要が生じた日から10日以内に、県内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め知事に申告し、又は県外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第135条 法第153条第2項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で前条の承認を受けていないものが同条の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、10万円以下の過料に処する。

2及び3 -略-

(環境性能割の課税標準)

第135条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3に規定するところにより算定した金額(第135条の4において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第135条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項

税免除の承認を取り消したときは、その旨を当該納税義務者に通知するものとする。

(自動車税の納税管理人)

第134条 自動車税の納税義務者は、法第151条第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、その必要が生じた日から10日以内に、県内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め知事に申告し、又は県外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第135条 法第151条第2項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で前条の承認を受けていないものが同条の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、10万円以下の過料に処する。

2及び3 -略-

に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第9項に規定するもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) 法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 自家用の乗用車うち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に

規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えない

こと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)以上であること。

へ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適

合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第23項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

- (イ) 平成30年輕油輕中量車基準又は平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年輕油輕中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの
- (イ) 平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年輕油輕中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

へ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ト 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第29項に規定するもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第30項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）

に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第

9条の4第18項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第23項に規定するもの

(イ) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(イ) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第26項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項(これらの規定を次項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ、ロ及びニに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 イ(ロ)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきもの	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきもの(以下この号及
--------------------	---	---

	として定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80	び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の173
第1項第1号イ(ハ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の184
第1項第1号ロ(ハ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号ホ(ロ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
第2項第1号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項第1号イ(ハ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

第2項 第1号 ロ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 75	平成22年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 162
第2項 第1号 ロ(ハ)	令和2年度基準 エネルギー消費 効率	平成22年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 150を乗じて得 た数値
第2項 第1号 ニ(ロ)	令和4年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 95	平成22年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 147

5 第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 イ(ロ)	令和12年度以降 の各年度におい て適用されるべ きものとして定 められたもの (以下この条に おいて「令和12 年度基準エネル ギー消費効率」 という。)に100 分の80	令和2年度以降 の各年度におい て適用されるべ きものとして定 められたもの (以下この条に おいて「令和2 年度基準エネル ギー消費効率」 という。)に100 分の116
第1項	令和12年度基準	令和2年度基準

第1号 ロ(ロ)	エネルギー消費 効率に100分の 85	エネルギー消費 効率に100分の 123
第1項 第2号 イ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 80	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 116
第1項 第2号 ロ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 85	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 123
第1項 第3号 イ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 80	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 116
第1項 第3号 ロ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 85	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 123
第2項 第1号 イ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 70	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 102
第2項 第1号 ロ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 75	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 109
第2項 第2号 イ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 70	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 102
第2項 第2号 ロ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 75	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 109
第2項 第3号 イ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 70	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 102
第2項 第3号 ロ(ロ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 75	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 109

6 第1項(第3号トに係る部分に限る。)及び第2項(第3号ホに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号ト(ロ)中「基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号ホ(ロ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号ホ(ロ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

(環境性能割の免税点)

第135条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第135条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号、第3項及び第140条第1項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該

移転登録の時)

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、  
道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車  
当該変更記録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時)

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 環境性能割の納税義務者は、申告書又は修正申告書に県税証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)により納税証紙印の押印を受けて当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)を納付しなければならない。

3 環境性能割の納税義務者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(法第761条に規定する地方税共同機構をいう。第139条の5において同じ。)を経由して新規登録又は移転登録の申請に係る申告を行う場合には、前2項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該申告をする際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(環境性能割の報告)

第135条の7 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第135条の8 環境性能割の納税義務者が第135条の6第1項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納

税義務の免除等)

第135条の9 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第135条の6第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 自動車の取得者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 自動車の取得がされた年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(5) 担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産をその設定者に移転する予定年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 前項の規定による還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 自動車の取得がされた年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(5) 担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産をその設定者に移転した年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

8 知事は、第6項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第135条の10 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないこと又は施行規則第9条の7に規定する理由により、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 第1項の規定による納税義務の免除又は前項の規定による還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければ

ならない。

(1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 自動車の取得がされた年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 自動車販売業者の住所及び氏名(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(5) 自動車を返還した年月日

(6) 自動車を返還した原因

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 前条第8項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第135条の11 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車のうち、特に必要があると認めるものについては、その自動車の取得者に対して課する環境性能割を減免することができる。

(1) 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を、当該災害を受けた日から1年以内に取得した場合における当該自動車

(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条の規定による公的医療機関(日本赤十字社を除く。)の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

(3) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害又は恩給法(大正12年法律第48号)にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。)のうち規則で定める者(以下「身体障がい者」という。)及び精神に障がいを有し歩行が困難な者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。)のうち規則で定める者(以下「身体障がい者等」という。)に係る次に掲げる自動車

イ 身体障がい者が取得し、当該身体障がい者が運転する自動車

ロ 身体障がい者等又は身体障がい者等(年齢が18歳以上の身体障がい者を除く。)と

生計を一にする者が取得し、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転する自動車

(4) 身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等が取得し、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転する自動車

(5) 前2号に掲げるもののほか、構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車

(6) 第3号及び前号に掲げるもののほか、専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用自動車

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、第135条の6第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 自動車の取得者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 自動車の取得がされた年月日

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 自動車の主たる定置場

(5) 環境性能割の課税標準額及び税額

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により環境性能割の減免を受けた納税義務者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

（環境性能割の不足税額等の納付手続）

第135条の12 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項、第171条第7項又は第172条第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

（環境性能割の市町村に対する交付）

第135条の13 県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令第44条の7で定める率を乗じ

て得た額の100分の43に相当する額を、施行令第44条の8で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第9条の8に規定するものを除く。）の延長及び面積に按分して交付する。

（種別割の税率）

第136条 次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

—略—

（種別割の賦課期日）

第137条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

（種別割の納期）

第138条 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法によつて徴収するものの納期は、納税通知書の定めるところによる。

（種別割の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第138条の2 第137条に規定する種別割の賦課期日（以下この条及び次条第2項において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、種別割を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、種別割を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき種別割の税率に異動があつた場合には、当該自動車に対して課する種別割の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき種別割の税率により、種別割を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が県内から他の都道府県に変更された場合若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合には、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の

（自動車税の税率）

第136条 次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

—略—

（自動車税の賦課期日）

第137条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

（自動車税の納期）

第138条 自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法によつて徴収するものの納期は、納税通知書の定めるところによる。

（自動車税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第138条の2 第137条に規定する自動車税の賦課期日（以下この条及び次条第2項において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、自動車税を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、自動車税を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき自動車税の税率に異動があつた場合には、当該自動車に対して課する自動車税の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき自動車税の税率により、自動車税を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が県内から他の都道府県に変更された場合若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合には、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の

所有者の変更があつた場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、この項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して種別割を課されないときは、この限りでない。

(種別割の徴収の方法)

第139条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があつた自動車について前条第1項の規定により課する種別割の徴収(普通徴収に係るものを除く。)については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項に規定する証紙徴収は、収納計器により、種別割の額に相当する金額を表示した納税証紙印を押印する方法により行うものとする。

4 種別割を証紙徴収の方法によつて徴収する場合には、種別割の納税者は、当該自動車について新規登録の申請をした際に、第140条の規定により提出する申告書又は報告書に納税証紙印の押印を受けて当該種別割額を納付しなければならない。

5 前項の申告書又は報告書の提出がなかつたことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(納税証紙印の押印等)

第139条の2 第135条の6第2項及び前条第3項に規定する納税証紙印の押印は、収納計器の取扱人(以下「売りさばき人」という。)として知事の指定を受けた者が行うものとする。

2及び3 一略一

(種別割の徴収の方法の特例)

第139条の5 種別割の納税者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して新規登録の申請に係る申告を行うときは、第139条第2項及び

所有者の変更があつた場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、この項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

(自動車税の徴収の方法)

第139条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)の申請があつた自動車について前条第1項の規定により課する自動車税の徴収(普通徴収に係るものを除く。)については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項に規定する証紙徴収は、県税証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)により、自動車税の額に相当する金額を表示した納税証紙印を押印する方法により行うものとする。

4 自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合には、自動車税の納税者は、当該自動車について新規登録の申請をした際に、第140条の規定により提出する申告書又は報告書に納税証紙印の押印を受けて当該自動車税額を納付しなければならない。

5 前項の申告書又は報告書の提出がなかつたことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(納税証紙印の押印等)

第139条の2 前条第3項に規定する納税証紙印の押印は、収納計器の取扱人(以下「売りさばき人」という。)として知事の指定を受けた者が行うものとする。

2及び3 一略一

(自動車税の徴収の方法の特例)

第139条の5 自動車税の納税者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して新規登録(法第761条に規定する地方税共同機構をいう。)を経由して新規登

第5項の規定にかかわらず、当該新規登録の申請に係る自動車に係る種別割の徴収については、施行規則第9条の16に規定する方法による。

(種別割の賦課徴収に関する申告及び報告の義務)

第140条 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(当該7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に)に法第177条の13第1項の申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 自動車(商品であつて使用しないものを除く。以下本条において同じ。)を取得したとき、又は譲渡したとき。

(2)及び(3) 一略一

(4) 第132条第3項の使用者となつたとき、又は使用者でなくなつたとき。

(5) 一略一

2 種別割の納税義務者が前項の規定により申告書又は報告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、同項の例により申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に係る不申告に関する過料)

第141条 種別割の納税義務者又は第132条の2第1項に規定する自動車の売主が第140条又は前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつたときは、10万円以下の過料に処する。

2及び3 一略一

(種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務の免除)

第141条の2 一略一

2及び3 一略一

(種別割の減免)

第142条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車のうち特に必要があると認めるものについては、その所有者(第132条の2第1項に規定

録の申請に係る申告を行うときは、第139条第2項及び第5項の規定にかかわらず、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税の徴収については、施行規則第9条に規定する方法による。

(自動車税の賦課徴収に関する申告及び報告の義務)

第140条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(当該7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項の規定による移転登録の申請をするときは、その申請をした際に)に法第160条第1項の申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 自動車(商品であつて使用しないものを除く。以下この条において同じ。)を取得したとき、又は譲渡したとき。

(2)及び(3) 一略一

(4) 第132条第2項の使用者となつたとき、又は使用者でなくなつたとき。

(5) 一略一

2 自動車税の納税義務者が前項の規定により申告書又は報告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、同項の例により申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に係る不申告に関する過料)

第141条 自動車税の納税義務者又は第132条の2第1項に規定する自動車の売主が第140条又は前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつたときは、10万円以下の過料に処する。

2及び3 一略一

(自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務の免除)

第141条の2 一略一

2及び3 一略一

(自動車税の減免)

第142条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車のうち特に必要があると認めるものについては、その所有者(第132条の2第1項に規定

する買主及び第132条第3項に規定する使用者を含む。) に対して課する種別割を減免することができる。ただし、身体障がい者等及び身体障がい者等のうち年齢18歳以上の身体障がい者を除くものと生計を一にする者が所有する法第442条第3号に規定する軽自動車等について軽自動車税の種別割が減免されている場合は、この限りでない。

(1)～(5) 一略一

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては毎年納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けて種別割を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、同項第2号又は第3号の規定により種別割の減免を受けようとする者で知事が別に定めるものにあつては、種別割の賦課期日の属する年の翌年2月末日まで、知事に提出することができる。

(1) 一略一

(2) 減免を受けようとする種別割の年度及び税額

(3)～(7) 一略一

3 第1項第2号、第3号又は第4号の規定によつて種別割の減免を受けた納税義務者は、減免の理由に該当しなくなつた場合には、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 一略一

4 一略一

する買主及び第132条第2項に規定する使用者を含む。) に対して課する自動車税を減免することができる。ただし、身体に障がいを有し歩行が困難な者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害又は恩給法(大正12年法律第48号)にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。)のうち規則で定める者(以下「身体障がい者」という。)及び精神に障がいを有し歩行が困難な者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。)のうち規則で定める者(以下「身体障がい者等」という。)及び身体障がい者等のうち年齢18歳以上の身体障がい者を除くものと生計を一にする者が所有する法第442条第3号に規定する軽自動車等について軽自動車税が減免されている場合は、この限りでない。

(1)～(5) 一略一

2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては毎年納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けて自動車税を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、同項第2号又は第3号の規定により自動車税の減免を受けようとする者で知事が別に定めるものにあつては、自動車税の賦課期日の属する年の翌年2月末日まで、知事に提出することができる。

(1) 一略一

(2) 減免を受けようとする自動車税の年度及び税額

(3)～(7) 一略一

3 第1項第2号、第3号又は第4号の規定によつて自動車税の減免を受けた納税義務者は、減免の理由に該当しなくなつた場合には、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 一略一

4 一略一

5 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により種別割の減免を受けた納税義務者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 一略一

2 個人の県民税については、当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

(2) 当該納税義務者の第34条から第35条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 法附則第3条の3第2項第3号に規定する所得割の額

3 一略一

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条及び附則第22条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とす

5 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により自動車税の減免を受けた納税義務者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 一略一

2 個人の県民税については、当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

(2) 当該納税義務者の第34条から第35条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 法附則第3条の3第2項第3号に規定する所得割の額

3 一略一

る。)の5分の2に相当する金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法

の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第35条及び第35条の2の規定の適用については、第35条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4第1項」と、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第5条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、法附則第5条の4第3項に定める場合に限り、適用する。

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第22条において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、第1号に掲げる金額

第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 一略一

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第35条及び第35条の2の規定の適用については、第35条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4の2第1項」と、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第5条の4の2第1項」とする。

3 一略一

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の8 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額

から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年度分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 一略一

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第35条及び第35条の2の規定の適用については、第35条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4第1項」と、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第5条の4第1項」とする。

3 一略一

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の8 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額

を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の8第2項第2号に規定す

を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和8年3月県条例第〇号）第1条の規定による改正前の山形県県税条例（次項第1項及び次条において「令和8年改正前の県税条例」という。）附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の8第2項第2号に規定す

る所得割の額  
3 一略一  
(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の9 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の12第2項第2号に規定する所得割の額

第7条の2 一略一

2 前項の申告特例控除額は、第34条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第34条第2項に規定する課税総所得金額から第34条の2第1号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

る所得割の額  
3 一略一  
(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の9 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の12第2項第2号に規定する所得割の額

第7条の2 一略一

2 前項の申告特例控除額は、第34条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第34条第2項に規定する課税総所得金額から第34条の2第1号イに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の

—略—

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 —略—

2 —略—

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) —略—

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) —略—

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第9条 —略—

2 —略—

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) —略—

(5) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1

規定の適用がある場合には、その適用後の額) から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

—略—

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 —略—

2 —略—

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) —略—

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) —略—

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第9条 —略—

2 —略—

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) —略—

(5) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1

項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(6) 一略一

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条 一略一

2 一略一

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 一略一

2及び3 一略一

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(6) 一略一

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条 一略一

2 一略一

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 一略一

2及び3

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の2 一略一

2 一略一

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の8 一略一

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の2 一略一

2 一略一

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の8 一略一

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 一略一

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

(地方消費税の市町村に対する交付の特例)

第13条の7 第67条の12第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「第72条の113第1項」とあるのは、「第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附

(6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(7) 一略一

第13条の7 削除

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附

則第6条の18第2項に規定する場合には、4年) 以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

(軽油引取税の税率の特例)

第15条の2の4 軽油引取税の税率は、第131条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第15条の2の5 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後

則第6条の18第2項に規定する場合には、4年) 以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略一

に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(自動車税の環境性能割の非課税の範囲)

第15条の2の5の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になっている地域における交通手段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第132条第1項の規定にかかわらず、当該自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の5の3 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第135条の3第1項又は第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第1項又は第2項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「低排出ガス車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき低排出ガス車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第135条の6第1項の納期限(納期限の延長があつ

たときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の2の6 営業用の自動車に対する第135条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第15条の2の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」とい

う。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第132条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第15条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から650万円(乗車定員30人以上の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項に規定する空港法施行令(昭和31年政令第232号)附則第2

条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。)にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 乗用車(施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。)、バス(同条第12項に規定するものに限る。)又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。)が3.5トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動

車を除く。)であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第10項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第135条の6第1項の規定により提出される申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第13項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第15条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次項第3号及び次条

(自動車税の税率の特例)

第15条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。以下この条及び次条

第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。同条において同じ。)、一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。)を除外。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 第135条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第2号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第135条の3第1項第3号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

—略—

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動

第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。同条において同じ。)、一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。)を除外。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条第6項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)に該当するものを除く。第3項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の第139条第2項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

—略—

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台に

車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 一略一

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ(イ)aに規定する排出ガス保安基準で施行規則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー(原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに限る。)(以下この項及び次項において「営業用の乗用車等」という。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ(イ)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号イ(イ)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号イ(ロ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)

について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 一略一

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第5条の2第2項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(ハ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)  
以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(イ)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号イ(イ)bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、第135条の3第1項第3号イ(イ)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は平成21年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

—略—

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の

—略—

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対して課する自動車税の税率については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、前項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項に規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第15条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項に規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定

に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

自動車の種類等		税率（年額）
1 乗 用 車 （ 三 輪 の 小 型 自 動 車 に 属 す る も の	総排気量が1リットル 以下のもの	円 4,000
	総排気量が1リットル を超え1.5リットル以下 のもの	4,500
	総排気量が1.5リットル を超え2リットル以下 のもの	5,000
	総排気量が2リットル を超え2.5リットル以下 のもの	7,000
	総排気量が2.5リットル を超え3リットル以下 のもの	8,000
	総排気量が3リットル を超え3.5リットル以下 のもの	9,000
	総排気量が3.5リットル を超え4リットル以下 のもの	10,500

により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

を	のもの	
除	総排気量が4リットル	12,000
く	を超え4.5リットル以下	
。)	のもの	
	総排気量が4.5リットル	14,000
	を超え6リットル以下	
	のもの	
	総排気量が6リットル	20,500
	を超えるもの	
2	三輪の小型自動車	2,500
3	普通自動車に属するも	13,000
特	の	
種	小型自動車に属するも	9,500
用	の	
途		
車		
の		
う		
ち		
キ		
ヤ		
ン		
ピ		
ン		
グ		
カ		
ニ		
(		
原		
動		
機		
を		
用		
い		
な		
い		
も		
の		
以		
外		
の		
も		
の		

<u>の</u> <u>う</u> <u>ち</u> <u>普</u> <u>通</u> <u>自</u> <u>動</u> <u>車</u> <u>に</u> <u>属</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>も</u> <u>の</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>小</u> <u>型</u> <u>自</u> <u>動</u> <u>車</u> <u>に</u> <u>属</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>も</u> <u>の</u> <u>に</u> <u>限</u> <u>る</u> 。		
---	--	--

第15条の3の2 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカーであつて山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）第2条の規定による改正前の山形県県税条例（以下この項において「平成29年改正前の県税条例」という。）第132条第1項若しくは第3項の規定により平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカーであつて、平成29年改正前の県税条例に規定する

第15条の3の2 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカーであつて山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）第2条の規定による改正前の山形県県税条例（以下この項において「平成29年改正前の県税条例」という。）第132条第1項若しくは第3項の規定により平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカーであつて、平成29年改正前の県税条例に規定する

自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第132条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカーであつて同月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

—略—

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条及び前項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

—略—

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第138条の納期限(納

自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカーであつて同月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

—略—

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、第136条及び前項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

—略—

(自動車税の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第138条の納期限(納期限の延

期限の延長があつたときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(第140条から第141条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(地方バス路線維持のための自動車税の種別割の減免)

第15条の4 知事は、当分の間、地方バス路線維持のための県の補助を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が所有し、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバス(これに代わるものを含む。)として規則で定めるものについては、当該バスに対してその所有者に課する自動車税の種別割を減免することができる。

2 第142条第2項の規定は前項の規定により自動車税の種別割の減免を受けようとする者が当該減免を申請する場合に、同条第5項の規定は虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことを発見したことにより当該減免を取り消す場合に、それぞれ準用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第21条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対

長があつたときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第140条から第141条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(地方バス路線維持のための自動車税の減免)

第15条の4 知事は、当分の間、地方バス路線維持のための県の補助を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が所有し、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバス(これに代わるものを含む。)として規則で定めるものについては、当該バスに対してその所有者に課する自動車税を減免することができる。

2 第142条第2項の規定は前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者が当該減免を申請する場合に、同条第5項の規定は虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことを発見したことにより当該減免を取り消す場合に、それぞれ準用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第21条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第11条の6第3項に規定

象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

—略—

2 —略—

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

—略—		
附則第4条の2第3項	法附則第4条の2第1項第2号	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第1項第2号
	法附則第4条の2第3項	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第3項
	法附則第4条の2	法附則第44条の2第3項の規定によ

する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

—略—

2 —略—

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

—略—		
附則第4条の2第3項	法附則第4条の2第1項第2号	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第1項第2号
	法附則第4条の2第3項	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第3項
	法附則第4条の2	法附則第44条の2第3項の規定によ

	第7項第2号	り適用される法附則第4条の2第7項第2号
附則第5条の4第1項第2号ロ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）
附則第5条の4第3項	法附則第5条の4第3項	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第5条の4第3項
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
—略—		

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）

	第7項第2号	り適用される法附則第4条の2第7項第2号
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
—略—		

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）

の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

5 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>附則第5条の4第1項</u>	<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>
<u>附則第5条の4第1項第1号</u>	<u>租税特別措置法第41条第2項から第4項まで又は第41条の2</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1</u>

の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

5 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

		項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
附則第5条の4第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
附則第5条の4の2第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
附則第5条の4の2第1項	租税特別措置法第41条第2	震災特例法第13条第1項の

第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第1項第1号	租税特別措置法第41条第2	震災特例法第13条第1項の

第1号	項から第5項 まで若しくは	規定により読 み替えて適用
	第10項から第 21項まで又は 第41条の2	される租税特 別措置法第41 条第2項から 第5項まで若 しくは第10項 から第21項ま で又は震災特 例法第13条第 1項の規定に より適用され る租税特別措 置法第41条の 2
附則第5条の 4の2第1項 第2号	租税特別措置 法第41条、第 41条の2の 2、	震災特例法第 13条第1項の 規定により読 み替えて適用 される租税特 別措置法第41 条、同項の規 定により適用 される租税特 別措置法第41 条の2の2若 しくは租税特 別措置法

	項から第5項 まで若しくは	規定により読 み替えて適用
	第10項から第 21項まで又は 第41条の2	される租税特 別措置法第41 条第2項から 第5項まで若 しくは第10項 から第21項ま で又は震災特 例法第13条第 1項の規定に より適用され る租税特別措 置法第41条の 2
第1項第2号	租税特別措置 法第41条、第 41条の2の 2、	震災特例法第 13条第1項の 規定により読 み替えて適用 される租税特 別措置法第41 条、同項の規 定により適用 される租税特 別措置法第41 条の2の2若 しくは租税特 別措置法

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附則第5条の 4第1項第1 号	又は第41条の 2	若しくは第41 条の2又は東 日本大震災の 被災者等に係 る国税関係法 律の臨時特例
-----------------------	--------------	---

		に関する法律 (平成23年法律第29号) 第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第6項から第10項まで
住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)	
当該金額	当該住宅借入金等の金額	
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第	

		3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第6項から第10項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
附則第5条の4の2第1項第1号	又は第41条の2	若しくは第41条の2又は震災特例法第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第7項から第11項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第24条 附則第15条の2の5の規定は、法附則第53条に規定する日までの間、その適用を停止する。

（東日本大震災に係る対象区域内自動車等の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第25条 法附則第53条の2第2項第1号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び次条第4項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等（以下この項及び次条第4項において

2 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第24条及び第25条 削除

「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第132条の2第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第1項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び次条第4項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならぬ。

(東日本大震災に係る対象区域内自動車等の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の種別割の納税義務の免除等)

第26条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第54条第1項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例)

第26条 法附則第54条第1項に規定する自動車等持出困難区域(以下この項において「自動車等持出困難区域」という。)内の自動車が、次に掲げる自動車で施行令附則第32条第1項に規定するものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第132条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出

3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第132条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第3項及び附則第22条第3

困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したものの

(2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、又は同条第11項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4第3項及び附則第22条第2項の

項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。 | 規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

第2条関係（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>（自動車税の環境性能割の課税免除）</u></p> <p>第4条 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3年以内に専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車<del>を無償で取得したときは、当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割の課税を免除することができる。</del></p> <p>（課税免除の申請）</p> <p>第5条 前3条の規定により県税の課税免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 一略一</p> <p><u>（3） 自動車税の環境性能割 県税条例第135条の6第1項に規定する自動車税の環境性能割の申告の期限</u></p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>（課税免除の申請）</p> <p>第4条 前2条の規定により県税の課税免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 一略一</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

第3条関係（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>7 平成24年4月1日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下この項において「平成28年改正法」という。）<u>附則第1条第5号の4に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成28年改正法第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「28年旧法」という。）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した</u></p>	<p>附 則</p>

区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「元年10月新法」という。）附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、元年10月新条例附則第25条第1項並びに元年10月新条例附則第26条第1項及び第4項の規定を適用する。

8 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年10月新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、元年10月新条例附則第25条第1項並びに元年10月新条例附則第26条第1項及び第4項の規定を適用する。

9及び10　－略－

7及び8　－略－